

山村振興法改正大綱（案）

令和 6 年 12 月 19 日

自由民主党 山村振興特別委員会

1 法期限の延長

法期限を 10 年間延長（令和 7 年 3 月末→令和 17 年 3 月末まで）

2 目的規定の見直し

- ・山村の役割に「農林水産物の供給」、「地球温暖化の防止」、「生物多様性の確保」等を追加
- ・「山村の自立的かつ持続的な発展」及び「地域の特性を生かした産業の成長発展」を図る旨の文言を追加し、山村振興の方向性をより明確化
- ・「移住者、定住者及び山村との関わりを持つ者の増加の促進」の文言を追加し、移住・定住のほか、関係人口の増加を促進することを明確化

3 基本理念の見直し

- ・山村振興は、
 - ① 農業者等の地域住民による共同活動や農林業の生産活動の継続が山村の有する多面的機能の發揮に重要な役割を果たしているため、これらの活動の促進を図ること
 - ② 地域社会の持続可能性の確保を図ること

を旨として行わなければならないとの趣旨の規定を追加

4 目標規定の見直し

- ・山村振興の目標規定に、
 - ① 移住及び定住、地域間交流の促進、地域社会の担い手の育成等による人材の確保・育成
 - ② 子育て環境の確保等による住民生活の安定と福祉の向上
 - ③ 情報通信技術の活用等による山村におけるデジタル社会の形成
 - ④ 日常的な移動のための交通手段の確保
 - ⑤ 農林業の生産性の向上
 - ⑥ 防災体制の強化

といった趣旨の規定を追加

5 国、地方公共団体の責務の明確化

- ・国の責務として、税制上の措置を講ずるよう配慮することを追加
- ・都道府県の責務に都道府県内の広域連携や市町村に対する情報提供等の援助を追加

6 山村振興基本方針及び山村振興計画の規定事項の追加

- ・3の基本理念、4の目標規定、7及び8の配慮規定に合わせて必要事項を規定

7 配慮規定の見直し

- ・以下①から⑥までの既存の配慮規定を拡充

- ① 「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」の配慮規定に、情報通信技術の利用の機会及び活用する能力を習得するための機会の格差是正、農林水産業その他の産業の振興、地域公共交通、物流、医療、教育の分野における先端的な情報通信技術の活用を追加
- ② 「医療の確保」の配慮規定に、無医地区以外の医療の提供に支障が生じている地区において医師、歯科医師及び看護師の確保、遠隔医療の実施、医療施設にアクセスしやすい体制の構築を追加
- ③ 「地域文化の振興等」の配慮規定において、対象となる地域文化について、「演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産」に加え、建造物、風俗慣習、民俗芸能、遺跡及び景観を追加するとともに、「担い手の育成」についても追加
- ④ 「都市と山村の交流等」の配慮規定に、山村、山村における森林及び農林水産業並びに山村の有する多面的機能に関する知識の普及及び情報の提供、農泊の促進等による都市等と山村との間の交流促進、二地域居住の環境整備を追加
- ⑤ 「鳥獣被害の防止」の配慮規定に、住民の安全確保等を追加するとともに、鳥獣の食品等としての利用の促進を追加
- ⑥ 「教育環境の整備」の配慮規定に、振興山村の区域の内外に居住する子どもが、山村の特性を生かした教育を受けられるよう規定を追加

8 配慮規定の追加

- ・以下①から⑯までの趣旨の新たな配慮規定を追加

① 移住の促進

山村へ移住しようとする者の来訪や滞在の促進についての配慮規定を追加

② 持続可能な地域社会の維持

持続可能な地域社会の維持に資する生活の利便性の確保についての配慮規定を追加

③ 農林水産業その他産業の振興

農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発、生産、流通及び消費の増進、観光業との連携の推進についての配慮規定を設けるとともに、産業の振興を図るため、生産性の向上、人材の育成・確保、起業の支援、先端的技術の導入、産業間の連携の推進についての配慮規定を追加

④ 就業の促進

良好な雇用機会の拡充、実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実についての配慮規定を追加

⑤ 地域旅客運送サービスの提供の確保等

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、物資の流通の確保についての配慮規定を追加

⑥ 生活環境の整備

移住及び定住の促進に資するため、空家活用を含む住宅の整備や、水、汚水及び廃棄物の処理等生活環境の確保のための施策の充実についての配慮規定を追加

⑦ 防災対策の推進等

山村が災害の発生しやすい自然条件の下にあることを踏まえ、防災に関する施設及び設備の整備、防災訓練、被災者の救難、救助等を的確に実施するための体制整備及び関係機関の連携の強化等防災対策の推進についての配慮規定を追加

- ⑧ 災害復旧体制の構築
災害復旧を迅速かつ的確に行うための体制の構築についての配慮規定を追加
- ⑨ 感染症発生時における生活の安定及び福祉の向上
国民生活等に影響の大きい感染症が発生した場合等における他地域の住民と同様の生活の安定及び福祉の向上についての配慮規定を追加
- ⑩ 森林の整備、木材利用の推進等
造林・保育・伐採の計画的推進、森林病害虫のまん延防止、建築物等の木材利用の促進についての配慮規定を追加
- ⑪ 自然環境の保全及び再生
自然環境の保全及び再生に資するための措置についての配慮規定を追加
- ⑫ 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保
自立的かつ持続的な発展が図られるよう、担い手となる人材の育成、多様な住民、NPO、特定地域づくり事業協同組合、事業者等の山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携協力についての配慮規定を追加
- ⑬ 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減
保育、介護、保健医療サービスを受けるための住民負担の軽減についての配慮規定を追加
- ⑭ 児童福祉施設の整備等
子育て環境を整備し、児童の福祉の増進を図るため、児童福祉施設の整備等についての配慮規定を追加
- ⑮ 障害福祉サービス等の確保
障害福祉サービス等の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、事業所等の整備、サービス内容の充実についての配慮規定を追加
- ⑯ 地方公共団体からの提案に応じた規制の見直し
振興山村の地方公共団体から国が行う規制の見直しに関する提案があった場合の当該提案に係る規制の見直しについての配慮規定を追加

9 その他

- ・地方税の不均一課税に伴う措置に係る規定を削除